

産地収益力向上協議会について

1 産地における農業関係者が結集し、収益力の向上に向け、

- ①産地収益力向上プログラムの策定・点検・見直し
- ②同プログラムにおいて掲げた成果目標の実現に向けた取組計画の策定
- ③具体的な取組の実施

等を実施するための産地収益力向上協議会を設立。（既存の組織を活用することは可能。）

2 同協議会の構成員等として想定される者は以下のとおり。

- ①当該産地が位置する市町村（当該産地が複数の市町村にまたがる場合にはすべての市町村、また、有機農業推進分については当該産地の主たる市町村）
- ②当該産地において生産、集荷、販売等の中核をなす生産者団体、農業生産法人等
- ③強い農業づくり交付金（市町村型）を活用した共同利用施設等の整備事業の実施主体（予定を含む）
- ④都道府県（普及指導センター）
- ⑤産地収益力向上プログラムの策定・点検・見直し、プログラムの実現に向けた関係者の取組の評価及び同プログラムへの反映等に必要な学識経験者
- ⑥基本的な取組（販売企画力の強化、生産技術力の強化、人材育成力の強化）の円滑な実施等に必要な、研究者、経営管理等各種専門家、食品メーカー、流通業者等関連業界等

なお、①から③については、同協議会の構成員として必須。

また、産地経営支援チームを原則設置することとしていることから、④については、原則としてオブザーバーとして参加。

⑤及び⑥については、同チームのメンバー以外であること、実際に何らかの取組に従事すること等の条件を満たす場合に限り、同協議会の構成員とすることが可能。

2 規約等

産地収益力向上協議会については、以下の事項を含む規約が必須。

- (1) 協議会の代表者及び意志決定の方法、事務・会計の処理方法及びその責任者、財産管理の方法、公印の管理・使用及びその責任者、内部監査の方法等を明確にした協議会の運営等に係る規約が定められていること
- (2) 規約において、一つの手続きについて複数の者が関与する等、事務手続きに係る不正を未然に防止する仕組みが設けられていること、また、その執行体制が整備されていること

産地及び対象品目の考え方について

- 1 産地収益力向上支援事業の実施に際し、地域での対象品目の選定に当たっては、
 - ① 既存の主要な品目を対象とする場合
 - ② 既存の主要な品目から新規導入品目へ転換する場合
 - ③ ①及び②の組み合わせ

等が考えられるところ。

既存品目を事業対象とする場合には、当該産地において生産額又は作付面積から見て主要なものであることが必要。

このため、当該産地において、当該品目を生産する生産者に係る当該品目の生産額又は作付面積の合計が、当該生産者に係るすべての品目の合計の過半を超えていることを要件化。（この要件を満たすよう、複数品目を選択することも可。）

- 2 上記①については、既存品目の生産拡大を図ることなく、生産方式の改善や加工・販売の取組等により収益力の改善を目指す場合と、既存品目の生産拡大を図る場合に大別することが可能。

既存品目の生産拡大や加工の導入を図る場合や、上記②及び③の場合には、当該産地において、関係する生産者間で、農地の利用調整や労働力の配分調整を行うことが不可欠。

- 3 このため、新規品目の導入や既存品目の作付拡大等の影響を受ける品目についても、産地収益力向上プログラムにおいて

- ① 対象品目に位置づけること
- ② 将来的な方向性を示すこと
- ③ 必要となる取組について整理すること

を求めることとしたい。

また、当該品目の生産者についても協議会の取組に参加することが必要である。

- 4 また、産地の範囲については、産地収益力向上プログラムにおいて、集出荷貯蔵施設、選果施設等、事業対象品目の生産・集荷の単位を基本として設定。

基本的には一市町村の範囲内を想定しているが、生産・集荷の実態や取組の内容、協議会構成団体の活動範囲等を踏まえ、複数市町村にまたがることも許容。

5 このことに伴い、産地の範囲については、特定の品目について生産・出荷等をまとまって行う単位であることを踏まえ、当該産地について、面的な範囲としてのみ捉えるのではなく、産地収益力向上協議会の構成員である農業者団体や農業生産法人等を中心に、出荷当該品目の生産・出荷等を行う生産者の集合体として整理。

なお、事業参加農家戸数及び受益農家戸数は5戸以上。

産地収益力向上プログラムについて

- 1 産地収益力向上プログラムについては、事業に応募する段階で、産地収益力向上協議会により策定されていることが必要。

- 2 産地収益力向上プログラムにおいては、以下の事項を記述。
 - ①構成員、目標年度、対象品目、推進に係る事業費の見込み（3年間分）
 - ②生産振興方針
 - ③成果目標
 - ④事業費
 - ⑤事業の実施方針
 - ⑥構成員ごとの取組、連携体制
 - ⑦年度別活動計画
 - ⑧自己評価体制

別添 産地収益力向上プログラム（案）参照

成果目標について

- 1 プログラムにおける成果目標については、平成27年度における
 - ①産地全体の農業産出額の増加目標
 - ②事業対象品目に係る収益力の改善目標（販売額の増加＋生産コストの削減）のふたつを、事業開始前年度をベースラインとして設定。

- 2 農業産出額の増加目標については、産地において、事業対象品目の生産を行う生産者（事業に参加する生産者）全体の農業産出額により設定。

- 3 事業対象品目に係る収益力の改善目標については、事業対象品目に係る、
 - ①高品質化やブランド化による販売単価の向上、作付拡大や単収向上等による販売数量の増加、1次加工や製品加工の導入等による付加価値の向上等を通じた、販売額の増加
 - ②省力化技術の導入等による生産コストの縮減のふたつの要素の合計として設定。

なお、新規導入品目に係る収益力の改善目標については、新規導入品目に転換を図る以前に生産していた品目と比較。

地区推進事業の基本的取組と追加的取組の関係について

- 1 産地収益力向上協議会は、基本的な取組として、
 - ①産地収益力向上プログラムの実現に向けた関係者の取組、当該取組の状況及び実績等に係る検討・評価を実施するとともに、これらを踏まえ、産地収益力向上プログラムの点検・修正等を実施することに加え、
 - ②生産物の販売価格や販売数量の拡大に向けた、取引先の多角化、ブランド化、加工の導入、直接販売等販売方法の多様化等の取組
 - ③生産コストの縮減や品質の向上に向けた、新品種・新技術の導入、共同利用施設等の活用等の取組
 - ④将来にわたり、経営感覚や生産技術に優れた産地の中心となる生産者の確保・育成に向けた、税制や経理手法等に関する研修、農作業のOJT等の取組の3つの取組のうち、最低ひとつの取組を行うことが必要。

- 2 1の基本的な取組に加え実施する追加的な取組として、
 - ①先進的総合生産工程管理体制の構築
 - ②高度技術の導入
 - ③地産地消の推進
 - ④花粉交配用昆虫等の国内供給力の強化の4つを国として設定。

これらに取り組む場合には、産地収益力向上プログラムにおいて、成果目標の実現に向け、不可欠な取組として位置づけられていること及び基本的な取組として実施する1の②～④の取組と関連づけられていることが必須。

- 3 例えば、1の②の取組として、産地において生産物の1次加工に取り組む一方、加工原料としての当該品目について低コストでの生産が不可欠であるものの、導入リスクや適用条件等が明確化された既存の高度技術ではコスト削減効果が不十分であり、一層の低コスト化に向け、導入に当たり高いリスクや負担を伴うものの、より高い効果が見込まれるさらに高度な技術の導入を目指す、ということが、産地収益力向上プログラムや事業実施計画において明確にされていることが必要。

- 4 なお、地区推進事業（基本的取組、追加的取組及び産地経営支援産地経営支援チームの取組）について、下限事業費（100万円）を設定。

産地経営支援チームについて

- 1 産地経営支援チームについては、産地収益力向上プログラムで設定した成果目標の実現をより確実なものとする観点から、原則として設置。

- 2 チームの構成等については以下のとおり。
 - (1) 産地経営支援チームの構成

産地経営支援チームは、普及指導員、普及指導の経験者、外部専門家（試験研究機関、弁理士、マーケティング専門家、広告会社、資材メーカー、食品メーカー等）により構成。

 - (2) 産地経営支援チームの役割（業務）

産地経営支援チームは、産地収益力向上協議会及びその構成員に対し、以下の取組を実施。

 - ①販売企画力や生産技術力を強化するための技術指導・経営指導
 - ②実需者とのマッチング活動に対する指導・助言
 - ③人材育成の活動に対する指導・助言

 - (3) 産地収益力向上協議会との関係

産地経営支援チームのコーディネーター機能を担う普及組織（都道府県）等と産地収益力向上協議会の両者の間で、委託契約等書面により産地経営支援チームの業務内容、費用及び支払い方法等について明確化することが必要。

その際、本来、産地収益力向上協議会が実施すべき業務について、産地経営支援チームに実施させることがないよう、普及組織（都道府県）については、産地収益力向上協議会に構成員としてではなくオブザーバーとして参加。

- 3 ただし、産地に産地収益力の向上に必要な外部専門家（栽培技術、販売等に知見を有する民間企業（資材メーカー、食品メーカー等））から助言を受ける体制が構築されている等、チームによる支援体制と同等の体制が確保されることが確実な場合には、設置は不要。

採択地区の選定の考え方について（有機農業推進を除く）

- 1 事業実施地区の採択に当たり、産地収益力向上プログラムにおいて設定するふたつの成果目標を活用。

具体的な活用方法は以下のとおり。

- (1) 産地全体の農業産出額の増加目標について、ベースラインと比較して5%以上増加していることが必要（要件として取扱い）
- (2) 事業対象品目に係る収益力の改善目標（販売額の増加＋生産コストの削減）について、次式により、単位事業費当たり収益力向上額を算出し、その高い順に優先順位付け。

なお、強い農業づくり交付金（市町村型）及び農畜産業機械等リース支援事業（産地収益力向上型）を要望する場合には、これらに要する事業費も分母に含む。

（式）

$$\frac{\sum (\text{対象品目ごとの}) \text{生産量(目標)} \times (\text{販売単価(目標)} - \text{生産コスト(目標)}) - \text{生産量(現況)} \times (\text{販売単価(現況)} - \text{生産コスト(現況)})}{\text{総事業費}}$$

総事業費

- 2 優先順位の高いものから、地区推進事業、農畜産業機械等リース支援事業（産地収益力型）及び強い農業づくり交付金（市町村型）の配分を行い、いずれかの予算を使い切った時点で一旦採択を終了。

強い農業づくり交付金（市町村型）について

- 1 強い農業づくり交付金（市町村型）の実施計画については、交付先である市町村が、自らが構成員となる協議会が策定するプログラムにおいて設定された成果目標の達成に不可欠である旨、当該プログラムに位置づけられた共同利用施設等について、地区推進事業、農畜産業機械等リース支援事業（産地収益力型）事業等との整合を確保しながら、市町村事業実施計画をとりまとめた上で国に提出。

- 2 一の市町村内に複数の協議会が設置される場合、当該市町村は、すべての協議会に係る事業計画をひとつの市町村計画としてとりまとめることが必要。
なお、その際、有機農業に係る協議会とそれ以外の協議会が混在する場合には、定額補助分（有機農業）と率補助分（有機農業以外）について明確に区分することが必要。
国から市町村に対して強い農業づくり交付金（市町村型）を配分する際には、総額並びに定額補助分（有機農業）及び率補助分（有機農業以外）の金額を明記。

- 3 強い農業づくり交付金（市町村型）の配分を受ける市町村は、
 - ①市町村内で複数の整備事業が実施される場合には、補助率を1／5から4／5の間で変更が可能（ただし、補助金の合計額は、総事業費に配分率を乗じた金額の合計を超えないこと）
 - ②①の補助率の変更は、同一協議会のみならず、協議会をまたがる変更も可能
 - ③当初計画していた事業をすべて実施した上で、入札残等による執行残が発生した場合には、協議会がプログラム等の変更を行うことを前提として、追加的な事業の実施が可能（ただし、プログラムにおける成果目標について、上方修正が必須）等、自らの裁量・自主性により事業採択等を実施。
ただし、定額補助分（有機農業）と率補助分（有機農業以外）間での相互融通は不可。

- 4 国は、一定の時期（秋頃を想定）に、強い農業づくり交付金（市町村型）の配分を行った市町村に対し使用予定のない金額の返上を求め、配分残と合わせて、有機農業分については追加採択、有機農業以外分については追加公募を実施。

農畜産業機械等リース支援事業（産地収益力向上型）について

1 事業スキーム

現場の事務負担を軽減するため、産地収益力向上支援事業の地区推進事業等と整合をとって一体的に運営する。

産地収益力向上協議会（以下、協議会という。）が事業実施主体となり、事業対象者とリース事業者との間で農業機械又は園芸用施設のリース契約を締結した際に、そのリース料の一部を助成する。

2 対象機械・施設の利用者

協議会が定めた産地収益力向上プログラム（以下、プログラムという。）に定める地域において農業生産活動を行い、プログラムに位置付けられた個人又は団体等（農業者を構成員に含む団体又は法人、民間事業、財団法人、社団法人、企業組合、特定非営利活動法人、特殊法人、認可法人、独立行政法人及び公社であって、代表者及びリース料金の負担に関する定めがあること。）

3 対象機械・施設

[対象機械]

- ① 産地収益力向上プログラムにおいて生産コストの縮減又は品質の向上に資する性能を有するものとして位置づけられた農業機械であること。

ただし、次の機械は対象外とする。

ア) トラクター、田植機、自脱型コンバイン

イ) 施設に付随する機械（乾燥機、調製機、選別機など）

ウ) 物件価格が1台100万円に満たない少額の機械

- ② 導入機械を利用する計画面積が、各都道府県の導入計画に定めた下限面積以上であること。（ただし、導入計画が定められていない機械の場合は、当該都道府県からの情報を得て、地方農政局等が個別に妥当性を判断するものとする。）

[対象施設]

- ① 産地収益力向上プログラムにおいて、生産性や品質の向上等により産地の収益力向上に資するものとして位置付けられた園芸用施設であること。具体的には、

ア) 周年栽培高温抑制型温室

35m/s以上の風速若しくは30kg/m²以上の積雪荷重に耐える強度を有し、

換気装置等を備えることにより、周年栽培が可能な温室

イ) 高度環境制御栽培施設

50m/s以上の風速若しくは50kg/m²以上の積雪荷重に耐える強度を有し、高度な環境制御を行うことにより、野菜や花き等の周年・計画生産が年能な太陽光利用型又は完全人工光型のシステム本体及びシステムに收容する施設。

- ② ①のイ) に該当する施設であって、設置に当たり、コンクリートで地固めする等の場合にあつては、農用区域及び生産緑地地区以外にも設置できるものとする。

4 申請条件

- ① 1産地当たりの申請上限額は、農業機械で10百万円、園芸用施設で100百万円とする。ただし、農業機械化促進法に定める基本方針に基づき開発された農業機械にあつては、別枠として更に10百万円を上限に申請することができる。
- ② 1つの農業機械・施設毎の助成申請額は、農業機械・施設価格（税抜き）の1/2相当額を上限とする。